

旭市監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

令和2年12月11日

旭市監査委員	木村哲三
旭市監査委員	堀江通洋
旭市監査委員	佐久間茂樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：令和２年度財政援助団体等監査

措置を講じた部署	旭市家畜防疫協会及び農水産課	
監査結果提出日	令和２年１１月１０日	
措置通知日	令和２年１１月１８日及び１１月２７日	
監査結果の内容（指摘・要望事項）		措置の内容
(1) 補助金 旭市から補助金の交付決定を受けた後、補助金額の変更があったにもかかわらず、変更交付申請の提出を行わないまま、実績報告書及び請求書の提出のみで補助金の交付が行われてしまった。 今後は、旭市補助金等交付規則に従った申請及び請求を行い、市の家畜伝染病防疫に努められたい。		(1) 補助金 (旭市家畜防疫協会) 補助金交付申請手続きについては、本年度事業から旭市補助金等交付規則に従い、適正に手続きするよう改善し、本市の家畜伝染病防疫の一助となるよう取り組んでまいります。 (農水産課) 補助金交付申請手続きについては、本年度事業から旭市補助金等交付規則に従い、適正に手続きするよう改善し、本市の家畜伝染病防疫の一助となるよう取り組んでまいります。